

令和元年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月24日(金) 午前9時55分から10時32分

2. 開催場所 横瀬町活性化センター

3. 出席委員(10人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒舩敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さんこんにちは。本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第6回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長より指名を申し上げます。

6番、小室寿徳委員、7番、富田哲夫委員のご兩名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、会議規則第11条の規定により退席いたしますので、会長職務代理者富田委員に議長をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

〔議長交代〕

〔2番町田恒夫委員 退室〕

議長 それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時58分

再 開 午前10時01分

議長 再開いたします。

ただいま議事録署名人のご意見がございましたので、議事録署名人につきまして、追加で8番の小泉茂樹委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思いますが、町田会長が当事者ということ

になりますので、退席していただきましたので、私がかわって議事を進行いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3、議案第13号番号1から番号3、農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題とします。関連がございますので、一括して審議したいと思いますのですが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしの声をいただきましたので、異議なしと認めます。

よって、一括審議といたします。

議案第13号番号1から番号3につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号番号1から番号3について説明いたします。

議案第13号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目も田であります。面積は347平方メートル、譲受人は町内在住の農業者の方で、譲渡人は町内在住の方です。申請理由は、使用貸借権10年の設定となっております。

議案第13号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑であります。面積は989平方メートル、譲受人は町内在住の農業者の方で、譲渡人は町内在住の方です。申請理由は、使用貸借権10年の設定となっております。

議案第13号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目も田であります。面積は710平方メートル、譲受人は町内在住の農業者の方で、譲渡人は長瀬町在住の方、横瀬町在住の方、東京練馬区在住の方です。申請理由は、所有権の移転となっております。

1枚めくっていただきますと、添付資料の案内図1とある地図で、場所について説明しますと、赤色で塗ってある場所があります。具体的に説明しますと、苧米地区の寺坂棚田が今回の申請地になります。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号、全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか。耕作目的で農地取得し、反する行為（違反転用）がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかです。

続いて、農地法第3条第2項第4号、常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員が年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかど

うかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号、下限面積要件といたしまして、30アール以上あることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号、地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。事務局といたしましては、許可基準は全て満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第13号番号1、また2、3、それについて、担当推進委員より所見を申し上げます。

去る22日、補助農業委員の若林委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。

場所は、今事務局の説明がありましたとおり、寺坂の1カ所はちょっと離れていますが、寺坂の範囲内で、申請者と周辺農地との関係ということで、寺坂棚田ということもちゃんと理解して、事業等の支障とならないよう耕作しますということで、話されていますので、周辺農地に及ぼす影響は少ないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、9番、若林委員、お願いいたします。

若林委員 補助委員の若林でございます。補足説明をさせていただきます。

ただいま平沼最適化推進委員さんからの説明のとおり、ほかの隣接の農地等の影響は全くないものと考えております。また、農地の有効利用、遊休農地の解消等になるものと思いますので、問題は生じないと思いますので、皆様のご検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑、意見に移りたいと思います。ご意見、質疑のある方、どうぞ。ございませんか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第13号番号1から番号3につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第13号番号1から番号3、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

2番町田恒夫委員の入室を求めます。

〔2番町田恒夫委員着 入室着席〕

議長 2番、町田会長に報告申し上げます。

ただいま審議をいたしましたところ、議案第13号については、全員賛成により、許可することに決定いたしました。

委員の皆様のご協力によりまして議長を務めさせていただき、ありがとうございました。これにて議長の席をおろさせていただきます。

町田会長、よろしくをお願いいたします。

〔議長交代〕

議長 続いて、議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題とします。

議案第14号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について説明いたします。

令和元年5月10日付で、横瀬町より農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにありました。この通知に基づき、今回、議案書にあります4筆6,384平方メートルの農地について、「農地」に該当するか否かを審議していただくものです。

この農地は、所有者にも意思確認を行い、既に山林化した農地であります。担当推進委員さんと担当補助委員さんが、現地確認を行い農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等における農地に該当するか否かを判断するものです。判断基準は、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないもの

と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、苧米地区担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第14号について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る5月22日、補助農業委員の若林委員と同行し、字上苧米にあります現地及び申請図書の確認をいたしました。現地は山林の様相を呈しており、農地として利用できる状態とは思われませんでした。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、若林委員、お願いいたします。

若林委員 当該地についての説明をさせていただきます。

先ほどの平沼委員の説明のとおり、当該地につきましては、木が生い茂っており、農地として利用されていた様子がうかがえませんでした。ここを農地に戻し、農地として維持していくことは困難であると判断いたしました。

以上です。

議 長 続いて、芦ヶ久保地区担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員、お願いいたします。

石黒推進委員 この4月から横瀬町茶業組合に推薦され、農業委員会から委嘱を受けて、農地利用最適化推進委員としてお世話になることになりました石黒夢積と申します。上程されました議案第14号について、芦ヶ久保地域の3筆について担当推進委員の所見を申し上げます。

去る21日午前9時から現地確認を大雨の中、4番町田委員、事務局を同行して現地確認を行いました。字井戸の入の場所については、赤谷地区から大野峠ハイキング道を徒歩約30分かかる場所になります。以前は茶園として利用されていたようですが、周りは全て山林になっておりました。

字中井の場所については、中井地区から虚空蔵峠に至る廃道を徒歩約15分かかる場所になります。以前は栗畑として利用されていたようですが、周りは全て山林になっておりました。

字枇杷の沢の場所については、車で正丸トンネルを通過し、飯能市刈場坂林道で虚空蔵峠に到着、そこから先ほどの中井地区に行く廃道を徒歩約30分の場所になります。ここは既に約50年生の杉山になっており、畑で利用されていた形跡は確認できませんでした。周りも全て山林になります。

事務局からお聞きしたところ、横瀬町農業振興地域の地域外に当たることと判断基準にもあります。その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれにも該当することから、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断につきましては、農地に該当しないものと判断いたしました。

以上で担当推進委員の所見を終了いたします。

議 長

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いいたします。

町田委員

補助委員の町田でございます。現地を確認してまいりましたので説明いたします。石黒推進委員の説明にもありましたが、大雨の中、事務局も同行して、該当する3か所を見てまいりました。どの場所も山の中で、昔の人はよくこんな場所で農業を行っていたなあ、という感じがしました。現在は木なども生い茂っていて、とても農地として利用できる状態ではないと判断いたしました。

以上でございます。

議

長

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に入ります。

〔「なし」〕

議

長

質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第14号 農地法第2条第1項の規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について、現況調査を行った担当委員より報告がありました。

当該農地については、既に森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断し、農地には該当しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議

長

全員賛成です。

よって、議案第14号の農地については、農地に該当しないことに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午前10時32分)